

会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和4年度 第2回 川西市都市計画審議会		
事務局 (担当課)	都市政策部 都市政策課		
開催期日	令和4年9月29日(木) 15:00~17:10		
開催場所	オンライン開催 (川西市役所 庁議室 他)		
出席者	委員 (敬称略)	久・西井・北澤・春日・荻田・大矢根・中井・松隈・吉岡・多久和・福西・横田・伊藤・柴原	
	事務局	宮下・小野・堀内・松下・音上・角谷・楞野・榮・後藤	
	関係人	産業振興課2名	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	3名
傍聴不可・一部不可の場合はその理由			
会議次第	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) その他(関連報告) 川西市都市計画マスタープランの見直しについて(経過報告) (2) 議案第1号(諮問) 川西市景観計画の見直しについて (3) 議案第2号(諮問) 新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直しについて (4) 議案第3号(付議) 阪神間都市計画地区計画高芝地区地区計画の変更(川西市決定) (5) 議案第4号(付議) 阪神間都市計画地区計画石道地区地区計画の変更(川西市決定) (6) 議案第5号(付議) 阪神間都市計画生産緑地地区の変更(川西市決定) (7) 議案第6号(諮問) 特定生産緑地の指定について(意見聴取) (8) その他(報告) 用途地域の定期見直しについて(経過報告) 		
会議結果	<ul style="list-style-type: none"> (1) その他(関連報告) 審議経過のとおり (2) 議案第1号 審議経過のとおり (3) 議案第2号 審議経過のとおり (4) 議案第3号は原案のとおり可決されました。 (5) 議案第4号は原案のとおり可決されました。 (6) 議案第5号は原案のとおり可決されました。 (7) 議案第6号 審議経過のとおり (8) その他(報告) 審議経過のとおり 		

令和4年度 第2回川西市都市計画審議会 審議結果 (R4.9.29)

司 会	<p>本日はお忙しいところ、Web開催に参加ならびに会場へお越しくございました委員の皆様、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今から令和4年度第2回 川西市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>あらかじめお断りしておきますが、この会議は、議事進行記録のために録画させていただいておりますことをご了承願います。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、都市政策部の小野でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>Web開催に伴いまして、回線の都合等で聞き取りにくい事があるかもしれませんが、何卒よろしく願いいたします。</p> <p>また、新しい試みとしまして、会場に大型モニターを設置しております。会場での委員の発言、質疑につきましては、卓上のマイクのご使用をお願いします。</p> <p>それではここで、新しい委員の紹介をいたします。前回5月の第1回審議会以降、兵庫六甲農業協同組合の役員改正に伴いまして、新たに当審議会委員にご就任いただきました兵庫六甲農業協同組合の非常勤理事でいらっしゃる春日委員でございます。</p>
委 員	<p>よろしく願いいたします。</p>
司 会	<p>どうぞ、よろしく願いいたします。任期は令和6年3月31日までとなっております。</p> <p>また、本日は議案第5号、第6号の関係人として産業振興課より2名が出席しております。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、久会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。</p>
議 長	<p>皆様、こんにちは。今回の審議会はハイブリットということで、会場とリモートの両方を使わせていただきます。使い勝手が少し悪くなるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。また、後程、次第でご案内させていただきますが、今日は案件が少し多くありますので、皆さま方のご協力を得ながら円滑に進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。</p>
司 会	<p>それではここで、委員の出欠につきましてご報告をさせていただきます。委員16名の内、本日出席いただいておりますのは、Web上5名、会場9名、計14名でございます。したがって、半数以上の出席を得ておりますので、川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、市役所別室に設けております傍聴者用の会議室には、3名が傍聴に来られております。</p> <p>それでは、この後の議事進行は、久会長をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。</p> <p>議題(1)はその他(関連報告)となっておりますが、議案第1号、第2号の諮問に先立ちまして関連する計画でございます川西市都市計画マスタープランの見直しの</p>

事務局	<p>経過報告になります。事務局から説明をお願いします。</p> <p>都市計画マスタープランは本市のまちづくりの方向性を示す計画であるため、川西市長の越田と委員の皆さんと直接意見交換をさせていただく予定でしたが、別の公務のため出席が叶いませんでした。本日はこの後諮問させていただく議案第1号「川西市景観計画の見直しについて」、議案第2号「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直しについて」と共にビデオメッセージを預かってきておりますので、初めにご紹介させていただきたいと思います。</p>
市長	<p>ビデオメッセージ</p> <p>皆さん、こんにちは。川西市長の越田謙治郎です。都市計画審議会開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本来であれば皆さまの元でご挨拶をさせていただき、直接諮問をさせていただくところではございますが、本日、兵庫県市長会の会合が淡路島で行われておりまして、この場に出席することができません。どうか、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>今日、皆さんに諮問させていただく計画は、川西市景観計画と新名神高速道路IC周辺土地利用計画となります。いずれも私たちのまちづくりにとって非常に重要な計画になりますので、どうかご審議の方、よろしく願いいたします。</p> <p>さて、川西市は今まさに大きく動き出そうとしています。特にこの新名神高速道路周辺の土地利用をどうしていくのか、これはこれからの川西市がこれまでの住宅都市に加え、新たな価値をどう創出していくのか、この大きな時代の転換点にあると考えています。一方で私たちにとって、この豊かな自然、そして環境との共生、この点を排除した形でまちづくりを進めることはできません。環境と土地の利活用を、どう整合を図っていくのか、この審議会の皆さんにはそのような観点からさまざまなご提案を頂戴したいと思っています。</p> <p>先に皆さんに諮問させていただいております都市計画マスタープランと同様に、皆さま方にはこれからの川西市のまちづくりの大きな方向性をお示しいただきますことを心からお願いを申し上げます。皆さま方へのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうかよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局 説明</p> <p>「川西市都市計画マスタープランの見直しについて（経過報告）」</p>
議長	<p>只今の内容につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>では、また専門委員会の方で継続的にご審議をいただきながら、その都度この審議会でお諮りをさせていただくということにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。</p> <p>続きまして、議題（2）につきまして、本日9月29日付けで川西市長より諮問をされております。議案第1号川西市景観計画の見直しについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局 説明</p> <p>「川西市景観計画の見直しについて」</p>
議長	<p>説明の冒頭にもありましたが、景観計画につきましては主に景観審議会で議論していただいておりますが、景観法上では都市計画審議会の意見を聴くことになっておりまして、景観審議会と都市計画審議会の二段構えで今後も審議させていただくことに</p>

	<p>なります。</p> <p>ちなみに、川西市は景観法ができる前から条例で景観づくりを進めてきておりまして、その際は景観審議会が主に担当してきたのですが、後から景観法ができまして、景観法上では都市計画審議会に意見を聴くことになりました。そういう意味では先進的であるがゆえに、景観審議会と都市計画審議会という二段構えで意見を聴取することになっております。ということも前提にさせていただきながら、これから質疑応答をさせていただきたいと思えます。</p> <p>何かご意見、ご質問はありますでしょうか。</p>
委員	<p>説明の中に何箇所か出てきたのですが、見直し作業中である都市マスの方向性との関係で、所見の検討中であるとか模索中であるという説明がありましたが、具体的に都市マスの見直しとの調整協議はどのように連携を取られるのでしょうか。</p>
事務局	<p>議題(1)都市計画マスタープランの方の資料の資1-4に、総合計画の6つの方向性が書かれておりますが、景観計画につきましては特に「(4)何気ない日常生活の幸せを増やしていく」というところが景観のふるさと景観というところに直結すると思っております。考え方としては上位計画にぶら下がる形で景観計画の見直しを進めていきたいと考えております。</p> <p>都市マスにつきましては、資1-5に示しております総合計画が掲げている6つの柱から関連する目標を掲げておりまして、総合計画の6つの方針の中の(4)何気ない日常の幸せを増やしていくから関連して、(4-2)日常生活の景観・景色を守ることと良好な景観形成を推進するとしており、この都市マスの方向性を目指して景観計画も動いているところでございます。</p>
事務局	<p>補足させていただきます。都市マスの中に都市景観形成の方針という景観に関する分野別方針がございまして、事務局におきましてもメンバーを兼ねておりますので、お互いの審議会や専門委員会の情報共有をしながら、都市マスも景観計画も整合が取れるよう進めております。</p>
委員	<p>市役所の中でタスクフォースなどの連携チームを作っているとか、具体的にどのように情報共有をして進めているのかを確認したい趣旨で聞きました。了解しました。</p>
議長	<p>少し乱暴な言い方をすると、同じメンバーが担当しているのでそこで調整できていますということかと思えます。</p> <p>都市計画審議会の委員の皆様には、都市計画審議会と景観審議会にお諮りをする時にその整合性を調整できると思えますので、今後とも様々なご意見を賜れればと思えます。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>都市計画のような法的なものに対しての会議の進め方につきまして、会議の在り方として都市計画審議会の意見を聴く必要があるため現時点での課題の情報を共有し、見直しの方向性について確認をされると言われたとしても、すでに決まったことに対してどのような質問や意見を言えば良いのか分かりません。</p> <p>先程の「どのように連携をとって進めているのか」という質問は、私も聞きたいと思っている部分なので質問していただけてよかったのですが、課題の共有をしました、方向性はこのように決まりましたと言われ、景観審議会や都市マス専門委員会に意見を報告して変える可能性はあると言われても、本当に変えていただけるのかと感じました。</p>

議 長	<p>今回は、都市計画マスタープランも景観計画も、これからどのような方向性、方針で見直していくかというレベルの内容をお諮りしていただいております。今後、中身の案が出てくると思いますので、そこでもう少し詳細な説明をいただいて、我々も意見を申し述べるという段階が来ますので、そこではもっと中身に関する充実した審議ができると思いますので、その段階で色々なご意見を賜ればと思います。</p> <p>今回は見直しの方向性が良いのかどうかというところで皆さんのご意見を賜っております。もしこの方向性でしばらく進めてくださいというのであれば、その旨を景観審議会或いは都市計画マスタープラン専門委員会にお返しをして審議を続けていただくということになりますし、もし方向性が違うということであれば具体的にどの辺りが違うというご意見をいただければ、景観審議会や都市計画マスタープラン専門委員会という中身を議論する会議体にお返しをしたいと思います。その辺りご意見がございましたら、議題をさかのぼって都市計画マスタープランについてでも結構ですので、ご意見賜ればと思います。</p>
委 員	<p>私は都計審にまだ2回しか出席していないので、どのような意見を言えば良いのか分からなかったので正直にお聞きさせていただきました。</p> <p>現在、出されている議案に関しまして、出されてきた課題や方向性はこのとおりでしばらくいていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>この方向で進めていって欲しいというのであれば、しばらくこれで進めていっていただいて、後の審議会でもう少し具体的な内容をお示しいただいて、またそれを見ていただいて議論をしていただくということになります。</p>
委 員	<p>今後も引き続きよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>私は、今回の都市計画マスタープランの理念の書き方が、以前の書き方に比べてかなり大きく変わっていると理解しております。私は今回の見直しの書き方がとても良いという感触を持っております。というのは、市民や市民の生活目線で方向性を書いてくださっていますので、物を作っていくというような目線ではないということで、目線の位置の置き方が今回、かなり大きく変えてくださっている、例えば子ども目線で、子どもの居場所、スペースを作っていくとか、高齢者のための整備を進めていくとか、かなり生活目線で方向性を書いてくださっているの、そういう意味では私はこのまま進めていっていただいて結構だと思いますし、その後どのような展開が待っているのかをすごく楽しみにしております。</p> <p>前回と今回の都市マスと比べるとかなり目線が違うとご理解いただけますので、また後程、前回と今回お示した方向性がいかに違うかということの確認をしていただければと思います。</p>
委 員	<p>私も読ませていただいて、かなり市民目線、子ども目線で書いていただいていると感じました。</p>
議 長	<p>景観計画の見直しで、他、何かございますか。</p>
委 員	<p>都市マスと新名神高速道路に関する市民アンケートを既に実施されておりますが、今後、地域性や年齢構成の分布について結果は出せますか。</p>
事務局	<p>小学校区ごとの地域、年齢なども設問で聞いておまして、それぞれ特性が見られるものに関しましては、結果を出していこうかと考えております。現在、アンケートの集計をしているところであります。</p>

委員	<p>分かりました。</p> <p>合わせまして、議1-5(3) 将来を見据えた景観啓発の実施 地域のビューポイント紹介に「コミュニティ等に聞き取りを行い」とありますが、景観の分野は色々ありますので、コミュニティ以外の団体には聞いていかれるのでしょうか。</p>
事務局	<p>資料にあります 地域のビューポイント紹介というのは、コミュニティ単位で良い景観を教えていただき、それらを紹介するという形になります。それ以外には、議1-5(3) 景観の取組紹介で、ボランティア活動をしている団体等にもお聞きしたいと考えております。景観と言うものは行政だけで作られるものではありませんので、行政、市民、事業者の3者で作っていきけるように、皆さんの良いところを紹介しながら進めていきたいと思っております。</p>
委員	<p>分かりました。</p> <p>それから、「持続可能な社会の構築」という文言がありますが、先日、川西市は「ゼロカーボンシティ宣言」をしましたが、それとの関連性について教えてください。</p>
事務局	<p>持続可能な社会の構築というのは、特に景観の3つの柱の中で、新名神高速道路IC周辺土地利用計画の調整に関連しております。</p> <p>具体的には、この後に諮問させていただきます新名神高速道路IC周辺土地利用計画でも取り上げておりますが、当該地域に大きな建物を誘導する際には、景観や環境に配慮することを含めて、どのような土地利用の在り方が良いかを考えていきたいと思っております。</p>
議長	<p>いわゆる経済の持続性と環境の持続性を考えながら、社会全体の持続性を考えていく、そのあるべき方向性を今後しっかりと議論をさせていただくということになると思います。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>現時点で意見を言いにくいというの分かるような気がします。総合計画や都市マス等のそれぞれの計画策定が進行中の中で、少し具体的などころが見えないと意見は出しにくいと思います。これが、もう少し踏み込んだところになるともう少し意見が言いやすいのかと感じました。</p> <p>また、将来を見据えた景観啓発のところ、景観を広める取り組みとしてWEB上で身近な自分なりの地域の良いところを見つけていけるということで、非常に関心が高くなると思い、将来を見据えた景観啓発の実施としてとても良いと思えました。細かい調整はまだこれからということですが、5つ挙げられている具体的な啓発方法につきまして、地元だけではなくてもう少し幅を広く川西市外から来られた方へ広めていただくようなことにも注視していただきたいと思いますが、そういったものは含まれているかを教えていただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>川西市外の方への景観啓発につきまして、資料の議1-5の(3) に事業者への素材提供と書かせていただいておりますが、事業者だけが対象ではなく、事業者に素材を使ってもらうことによって民間の活力を使いながら、あらゆるSNSで拡散してもらい、市外の方にも広げていくという手法で川西市の景観の良さを広げていきたいと考えております。</p>
委員	<p>資料が事業者への素材提供となっておりましたので、そのまま読むとちょっと違うように感じました。どこの方にもこのようなものが提供でき、それを共有していただきながら川西の魅力を広げていただけるということでしたら、事業者への素材提供</p>

<p>議 長</p>	<p>では対象が限定的になると思いますので、表現を検討していただきたいと思いました。</p> <p>今はインスタグラムなどで投稿が自由にできますし、GPSで場所も記録されますので、こういった新たなツールを上手に使っていただいて、様々な方々が関わっていただけるような仕掛けをご要望されておりますので、また、ご検討いただければと思います。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p> <p>それでは今、ご提示いただいている見直しの方針で進めていただいて、随時この審議会でも議論をさせていただければと思います。</p> <p>それでは議題（3）に移らせていただきます。こちらの方も本日付けで市長から諮問されております。議案第2号新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直しについて、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局 説明 「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直しについて」</p>
<p>議 長</p>	<p>何かご意見、ご質問はありますか。</p> <p>ご意見、ご質問がないということなので、引き続き作業を続けていただき、公表に向けて進めていただきたいと思います。</p> <p>続きまして議題（4）議案第3号阪神間都市計画地区計画高芝地区地区計画の変更につきまして、こちらは本日付けで市長より付議をされておりますので、質疑応答の後採決をさせていただきます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局 説明 「阪神間都市計画地区計画高芝地区地区計画の変更」（川西市決定）</p>
<p>議 長</p>	<p>何かご意見、ご質問はありますか。</p> <p>それでは採決の方に移らせていただきます。 議案第3号阪神間都市計画地区計画高芝地区地区計画の変更につきまして、案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議がないということで、議案第3号は案のとおり可決をさせていただきます。可決しました案を市長の方に答申させていただきます。答申案を画面に映しておりますので、ご確認ください。 只今の答申書を市長に答申させていただきます。</p> <p>続きまして議題（5）議案第4号阪神間都市計画地区計画石道地区地区計画の変更につきまして、お諮りをさせていただきたいと思います。こちらも本日付けで市長より付議をされておりますので、意見交換の後に採決させていただきます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局 説明 「阪神間都市計画地区計画石道地区地区計画の変更」（川西市決定）</p>

議 長	<p>何かご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>それでは採決の方に移らせていただきます。</p> <p>議案第 4 号阪神間都市計画地区計画石道地区地区計画の変更につきまして、案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議がないということで、議案第 4 号は案のとおり可決をさせていただきます。可決しました案を市長の方に答申させていただきます。答申案を画面に映しておりますので、ご確認ください。</p> <p>只今の答申書を市長に答申させていただきます。</p> <p>続きまして議第(6)議案第 5 号阪神間都市計画生産緑地地区の変更につきまして、こちらも本日付けで市長より付議をされておりますので、意見交換の後に採決させていただきます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局 説明</p> <p>「阪神間都市計画生産緑地地区の変更」(川西市決定)</p>
議 長	<p>只今の内容につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。</p>
委 員	<p>2 点質問させていただきます。</p> <p>川西市の生産緑地は、平成 8 年のピーク時には 3 7 8 地区 9 4 h a でしたが、今年の 9 月 2 9 日現在 2 8 0 地区 5 8 . 8 9 h a となっております。生産緑地制度開始から 3 0 年を迎えて特定生産緑地への移行できる生産緑地は 6 3 . 2 6 h a とのことですが、今回の生産緑地地区の変更計画案では 7 3 . 2 7 h a となっておりますが、これは年次のずれによるものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りでございます。</p>
委 員	<p>それ以外にも指定面積要件が 3 0 0 m²に緩和されたことによって、追加されたものも大分あるのでしょうか。</p>
事務局	<p>大分ではありませんが、今まで面積要件が 5 0 0 m²であったため出てきていなかったところが、3 0 0 m²に緩和されたことにより平成 3 1 年以降に出ています。</p>
委 員	<p>2 点目、生産緑地の解除(買取申出)の要件につきまして、農業の主たる従事者の死亡、故障、もしくは指定から 3 0 年経過となっておりますが、主たる従事者の捉え方は所有者なのか作業の中心的な従事者の方なのか、農家台帳の名簿に載っている方なのか、この何年かの間に考え方が変わってきているように思うのですが、その辺りについてお聞かせください。</p>
事務局	<p>主たる従事者、農業に主に従事されている方の考え方につきまして、現時点では農業委員会が発行する主たる従事者証明というものがございまして、その主たる従事者証明では農家台帳に名前の記載があるかどうかで実施しております。過去にはもしかしたら農業を主で行われている方のみであったかもしれませんが、現在は法の言葉のとおり農家台帳に記載のある方のみとなっております。</p>

委員	農家台帳に基づいているということですね。
事務局	はい。農家台帳を基に農業委員会より主たる従事者証明が発行されており、それに基づいて解除の申請を受け付けております。
委員	承知しました。
議長	他、いかがでしょうか。
委員	農業委員会との関係はないのでしょうか。
事務局	農地法という法律がございまして、そちらで連携しているところがございます。生産緑地法の中に直接農地法は出てきませんが、やはり農地、農業施策、農家への斡旋などのこともございますので、農業委員、農業委員会と連携を取っております。
委員	かなり関わる部分があると思いますので、そこはしっかり連携を取っていかなくてはならないと思います。
議長	<p>できれば生産緑地として農業を続けていただきたい訳で、まずは市へ買取申出があり、市が買い取れないとなった際に今度は農業委員会に諮られて、農業委員会は他に農業をされている方がこの土地で農業を続けていただけるかということで斡旋をするという非常に重要な役割を担っています。今回は全て斡旋もできなかったということで、最終的には土地所有者の方が自由に使えるようにということで今回生産緑地を解除させていただき、都市的な土地利用をできるようになるという手続きになっておりますので、ご指摘のとおり農業委員会の役割は非常に重要で様々な形でこれまでも連携を取らせていただいております。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p> <p>それではご質問はありましたが、ご異議はありませんでしたので採決に移らせていただきます。</p> <p>議案第5号阪神間都市計画生産緑地地区の変更につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議がないということで、議案第5号は原案のとおり可決をさせていただきます。可決しました案を市長の方に答申させていただきます。答申案を画面に映しておりますので、ご確認ください。</p> <p>只今の答申書を市長に答申させていただきます。</p> <p>続きまして議第(7)議案第6号特定生産緑地の指定につきまして、こちらは本日付けで市長より諮問をされております。</p> <p>特定生産緑地につきましては、我々の採決ではなく、意見を求められております。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	事務局 説明 「特定生産緑地の指定について」
議長	只今の内容につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。
委員	資料の議6-2につきまして、令和2年の意向調査の回答が272人、回答率70.3%で、令和4年1月に未申請者95人に再通知をされていますが、今後、回答がない方につきましてはヒアリングなどの対応をされるのでしょうか。
事務局	令和3年2月から3月に一度お電話をさせていただき、申請のお忘れがないかを連絡させていただきました。そして、令和4年1月に配達証明という形で、未申請者に郵送で書面通知させていただいております。この方々は、生産緑地指定から30年経過し、農地としての土地利用をやめて農地以外の土地利用を考えられている方もおられるかと思いますので、これ以上は何も通知、連絡をしてないという状況でございます。
委員	このまま回答がないと、別の土地利用になっていくのでしょうか。
事務局	回答のなかった筆に関しては、特定生産緑地にはならず、指定から30年経過した生産緑地のままになり、いつでも生産緑地を解除ができる状態におかれる生産緑地となります。
委員	分かりました。
議長	他、いかがでしょうか。
委員	生産緑地は指定要件として一団の面積が300㎡ですが、特定生産緑地になるには面積の指定要件はあるのでしょうか。
事務局	特定生産緑地は生産緑地制度に上乗せする制度なので、面積要件はございません。
委員	一部解除して一団の農地が300㎡なくなったとしても、そのまま特定生産緑地であるということですか。
事務局	生産緑地として一団の農地が300㎡がなくなれば、特定生産緑地も自動的に解除されます。特定生産緑地は生産緑地の制度に上乗せされる制度になりますので、大元となる生産緑地が300㎡に満たなくなると解除されれば、特定生産緑地も自動で解除されます。
議長	現在は特定生産緑地の申請をしていない土地も生産緑地となっており大丈夫ですが、ある時期に一部の生産緑地が廃止されて残りの一団の農地が300㎡を切る場合は、いわゆる道連れ解除ということになりまして、解除になってしまうというご理解をしていただければと思います。 他、いかがでしょうか。

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>ご質問はいただきましたが、ご意見はありませんでしたので、手続きを進めていただければと思います。</p> <p>それでは議題（８）その他（報告）用途地域の定期見直しについて、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 説明 「用途地域の定期見直しについて（経過報告）」</p> <p>只今の内容につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>それではご意見はないということでございますので、ご説明にありましたように次回の都市計画審議会で付議をいただき、採決を取らせていただきたいと思います。</p> <p>それでは本日予定しておりました議題は全て終了しましたが、委員の皆様から何かありますでしょうか。 ご協力ありがとうございました。 事務局の方に進行をお返しさせていただきます。</p> <p>多くの議案に対しまして長時間に渡りまして慎重なご審議をいただき、ありがとうございます。これもちまして、令和４年度第２回都市計画審議会を終了させていただきます。 次回第３回審議会は令和５年２月頃を予定しておりますのでよろしく申し上げます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。</p>
---------------------------------	--